

第5章 介護給付等対象サービス量の見込み

1. 介護保険サービス必要量（供給量）及び費用額の見込み

（1）居宅介護サービス

受給者数の推計

平成21年度から平成23年度までの居宅介護サービスの受給者数を以下のとおり推計します。

単位：人／年

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	5,076	5,220	5,376
訪問入浴介護	552	576	588
訪問看護	1,764	1,812	1,860
訪問リハビリテーション	84	96	108
居宅療養管理指導	1,488	1,548	1,620
通所介護	3,936	4,176	4,368
通所リハビリテーション	2,376	2,484	2,616
短期入所生活介護	1,452	1,404	1,476
短期入所療養介護	324	348	348
特定施設入居者生活介護	432	432	468
福祉用具貸与	6,024	6,336	6,636
特定福祉用具販売	144	156	156
住宅改修	96	96	108
居宅介護支援	11,544	12,144	12,756

給付費の推計

平成 21 年度から平成 23 年度までの居宅介護サービスの給付費を以下のとおり推計します。

単位:円/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	360,531,951	370,222,864	381,706,795
訪問入浴介護	33,137,644	34,650,857	35,380,878
訪問看護	77,643,399	79,746,476	81,849,554
訪問リハビリテーション	1,904,431	2,156,061	2,407,691
居宅療養管理指導	13,813,211	14,360,449	15,026,210
通所介護	292,565,099	310,545,378	323,120,982
通所リハビリテーション	182,601,989	190,762,794	200,905,804
短期入所生活介護	135,178,082	131,823,552	138,655,932
短期入所療養介護	22,297,783	23,619,160	23,619,160
特定施設入居者生活介護	82,225,535	82,225,535	88,860,874
福祉用具貸与	86,232,008	90,649,455	94,741,985
特定福祉用具販売	4,652,239	5,064,915	5,064,915
住宅改修	6,195,263	6,195,263	7,541,342
居宅介護支援	148,694,373	156,368,425	164,167,411
合計	1,447,673,007	1,498,391,184	1,563,049,533

(2) 介護予防サービス

受給者数の推計

平成 21 年度から平成 23 年度までの介護予防サービスの受給者数を以下のとおり推計します。

単位：人／年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	3,924	4,032	4,152
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	312	324	336
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	180	192	192
介護予防通所介護	1,560	1,584	1,656
介護予防通所リハビリテーション	624	648	684
介護予防短期入所生活介護	18	18	18
介護予防短期入所療養介護	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	144	144	156
介護予防福祉用具貸与	1,140	1,200	1,260
特定介護予防福祉用具販売	96	96	108
介護予防住宅改修	72	72	72
介護予防支援	6,060	6,336	6,624

給付費の推計

平成 21 年度から平成 23 年度までの介護予防サービスの給付費を以下のとおり推計します。

単位:円/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	76,960,885	79,073,543	81,437,689
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	10,223,950	10,613,584	11,003,217
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	1,785,858	1,904,617	1,904,617
介護予防通所介護	58,435,787	59,221,951	62,144,684
介護予防通所リハビリテーション	28,045,554	29,271,317	30,815,786
介護予防短期入所生活介護	486,764	486,764	486,764
介護予防短期入所療養介護	37,335	37,335	37,335
介護予防特定施設入居者生活介護	21,019,336	21,019,336	22,770,947
介護予防福祉用具貸与	8,814,417	9,278,078	9,741,739
特定介護予防福祉用具販売	2,038,647	2,038,647	2,476,526
介護予防住宅改修	7,405,942	7,405,942	7,405,942
介護予防支援	27,257,619	28,499,121	29,794,367
合計	242,512,094	248,850,235	260,019,613

(3) 地域密着型サービス

受給者数の推計

平成 21 年度から平成 23 年度までの地域密着型サービスの受給者数を以下のとおり推計します。

単位：人／年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	966	1,026	1,086
小規模多機能型居宅介護	180	360	360
認知症対応型共同生活介護	480	492	528
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0

給付費の推計

平成 21 年度から平成 23 年度までの地域密着型サービスの給付費を以下のとおり推計します。

単位：円／年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	105,849,959	112,482,911	119,229,237
小規模多機能型居宅介護	26,744,707	53,186,730	53,186,730
認知症対応型共同生活介護	121,868,660	124,846,010	134,085,282
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
合計	254,463,326	290,515,651	306,501,249

(4) 施設サービス

受給者数の推計

平成 21 年度から平成 23 年度までの施設サービスの受給者数を以下のとおり推計します。

単位：人／年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	2,796	2,892	3,000
介護老人保健施設	1,872	1,920	1,968
介護療養型医療施設	144	144	144
療養病床(医療保険適用)からの 転換分	0	0	0

給付費の推計

平成 21 年度から平成 23 年度までの施設サービスの給付費を以下のとおり推計します。

単位：円／年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	703,295,306	727,443,212	755,201,041
介護老人保健施設	527,501,532	543,297,294	559,455,581
介護療養型医療施設	51,952,825	51,952,825	51,952,825
療養病床(医療保険適用)からの 転換分	0	0	0
合計	1,282,749,663	1,322,693,331	1,366,609,447

2. 地域支援事業に要する費用額等の見込み

(1) 地域支援事業の費用額の推計

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業です。

単位：円

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域支援事業	100,638,000	106,706,000	111,046,000
介護予防事業	32,509,000	35,568,666	37,015,333
包括的支援事業・任意事業	68,129,000	71,137,334	74,030,667

介護予防事業は、保険給付費の1%以内。包括的支援事業・任意事業は2%以内。

(2) 地域支援事業の対象者数

特定高齢者施策の対象者数については、65歳以上人口に各年度5%乗じた数を目標とし、算出しています。

また、特定高齢者施策への参加者は、各年度の特定高齢者の10%を目標とし、算出しています。

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第1号被保険者数(65歳以上)	15,514	16,120	17,331
要介護認定者数	2,292	2,395	2,505
特定高齢者施策対象者(特定高齢者)	776	806	867
高齢者人口に占める割合	5.0%	5.0%	5.0%
特定高齢者施策への参加数	78	81	87
特定高齢者施策への参加率	10.0%	10.0%	10.0%

地域支援事業の内容

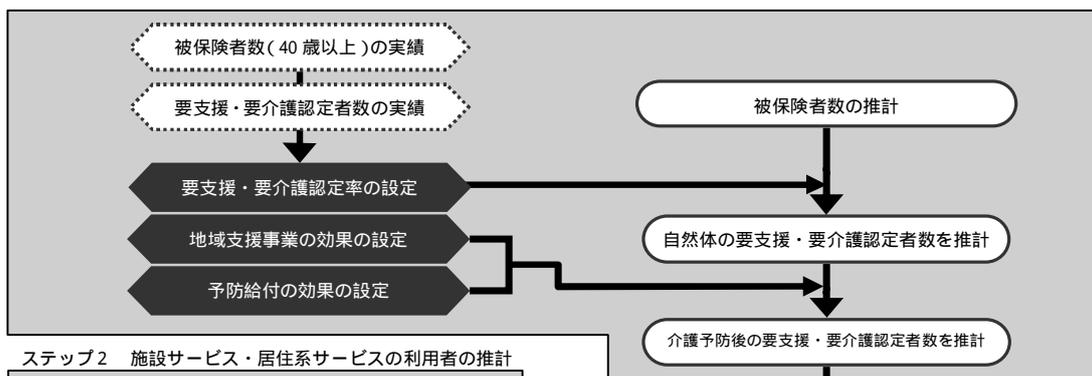
介護予防事業	介護予防特定高齢者施策 要支援、要介護状態になるおそれの高い方を対象とする介護予防サービスの提供	特定高齢者把握事業 通所型介護予防事業 介護予防特定高齢者施策評価事業
	介護予防一般高齢者施策 全ての高齢者を対象とする介護予防事業	介護予防普及啓発事業等 地域介護予防活動支援事業 介護予防一般高齢者施策評価事業
包括的支援事業	地域包括支援センターによって、地域の高齢者の実態把握、介護サービス以外の生活支援サービスとの調整、支援困難な事例への対応等	介護予防ケアマネジメント事業 総合相談支援事業・権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント事業
任意事業	地域の実情に応じて、多様な事業を実施	介護給付等費用適正化事業 介護用品給付事業 成年後見制度利用支援事業 介護相談員派遣事業

3. 保険料の算定

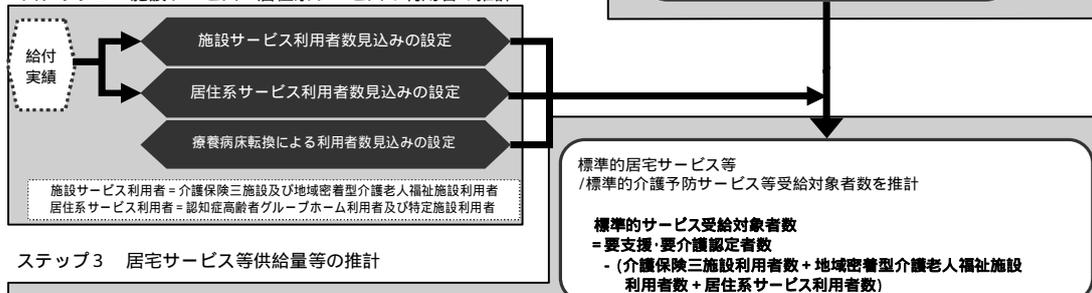
(1) 費用額・保険料額の算定手順

介護保険の費用額、保険料額は以下の流れで算定しています。

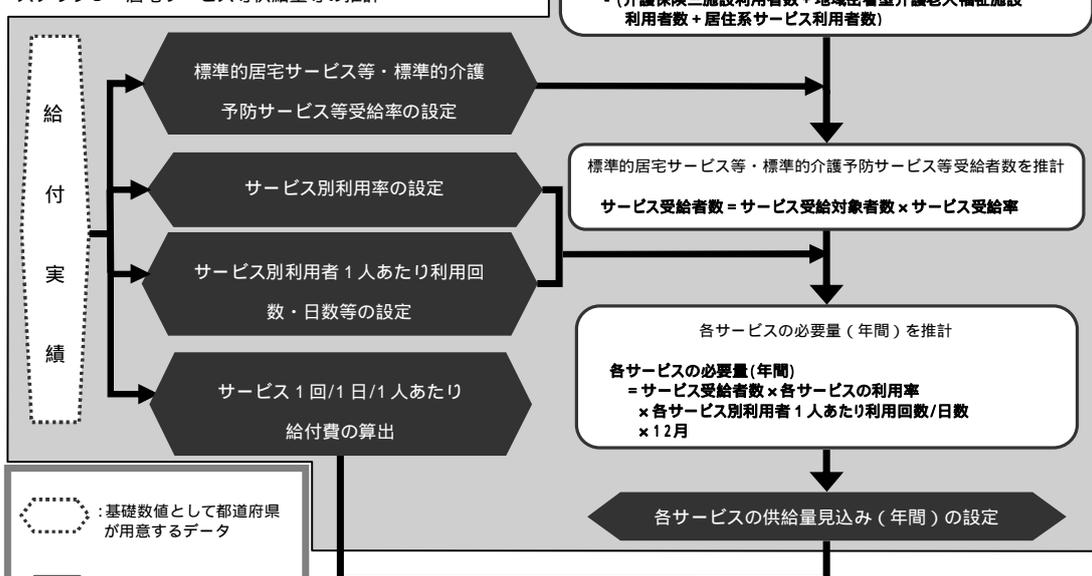
ステップ1 被保険者及び要支援・要介護認定者数の推計



ステップ2 施設サービス・居住系サービスの利用者の推計



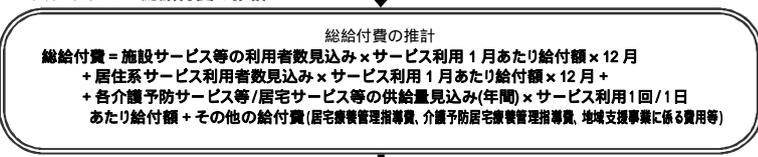
ステップ3 居宅サービス等供給量等の推計



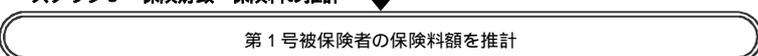
○: 基礎数値として都道府県が用意するデータ
 ●: 第3期介護保険事業計画、過去の実績、政策的判断により、都道府県が見込む数値

標準的居宅サービス等受給者数とは、居宅介護（予防）支援を受給する実人数をいう。

ステップ4 総給付費の推計



ステップ5 保険財政・保険料の推計



(2) 標準給付費の推計

介護給付費及び予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料をあわせた標準給付費を試算すると、次のようになります。

標準給付費推計

単位：円

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
総給付費	3,227,398,088	3,360,450,399	3,496,179,842	10,084,028,329
特定入所者介護サービス	131,118,000	137,673,900	144,006,900	412,798,800
高額介護サービス費	56,242,869	58,773,798	61,360,772	176,377,439
審査支払手数料	3,598,010	3,751,020	3,904,030	11,253,060
合計 【標準給付費】	3,418,356,967	3,560,649,117	3,705,451,544	10,684,457,628

(3) 介護保険料算定にかかる事業費

標準給付費と地域支援事業費をあわせた介護保険料算定にかかる事業費を試算すると、次のようになります。

介護保険料算定にかかる事業費

単位：円

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
標準給付費	3,418,356,967	3,560,649,117	3,705,451,544	10,684,457,628
地域支援事業費	100,638,000	106,706,000	111,046,000	318,390,000
(上限)3.0%	2.9%	3.0%	3.0%	
合計	3,518,994,967	3,667,355,117	3,816,497,544	11,002,847,628

地域支援事業費は、保険給付費見込額（標準給付費より審査支払手数料を除いた額）の3%を上限とする

(4) 負担割合

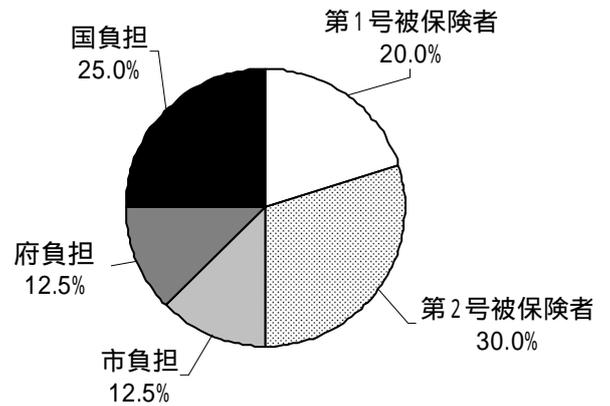
保険給付費の負担割合

介護保険では、原則として利用者負担を除いた保険給付に要する費用の約半分が公費負担（国 25.0%、府 12.5%、市 12.5%）で、残りを第 1 号被保険者、第 2 号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の保険料負担割合は、全国ベースでの被保険者の比率に基づいて政令で定められ、平成 21 年度からの第 4 期事業計画期間においては、第 1 号被保険者は 20.0%、第 2 号被保険者は 30.0%となります。（第 3 期事業計画での第 1 号被保険者は 19.0%、第 2 号被保険者は 31.0%）

ただし、国負担分のうち 5%相当分については、75 歳以上の高齢者や所得段階区分の割合を勘案して調整されたものが調整交付金として交付されます。本市では、この割合を 0.61%と推計しています。よって、第 1 号被保険者の負担割合は、20.0%に調整交付金の 5%と 0.61%の差 4.39%が上乗せされ、24.39%となります。

< 保険給付費の負担割合(施設分を除く) >



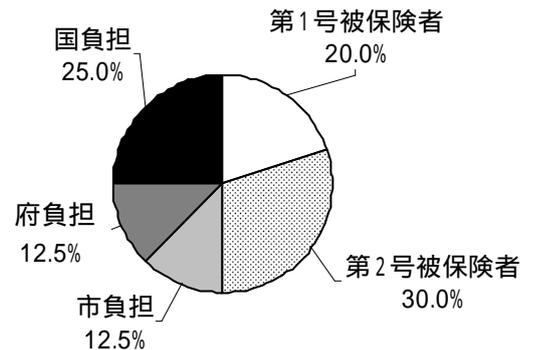
地域支援事業費の負担割合

< 介護予防事業費 >

介護予防事業に要する費用の 50.0%を公費、残り 50.0%を保険料で負担します。そのため、第 1 号被保険者は 20.0%、第 2 号被保険者は 30.0%となります。

上限額を保険給付費の 1%以内と設定し、事業を実施します。

< 介護予防事業費の負担割合 >

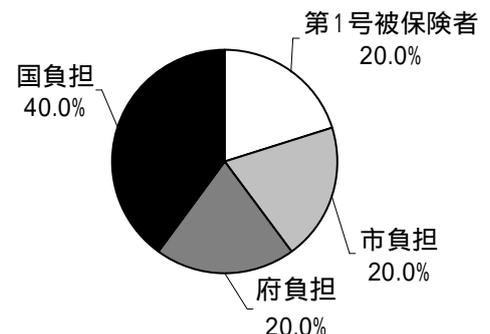


< 包括的支援事業費・任意事業費 >

包括的支援事業費・任意事業費に要する費用の 80.0%を公費、残り 20.0%を第 1 号被保険者が負担します。

上限額を保険給付費の 2%以内と設定し、事業を実施します。

< 包括的支援事業費・任意事業費の負担割合 >



(5) 第 1 号被保険者の所得段階別割合

平成 18 年度より実施してきた税制改正に伴う激変緩和措置は、平成 20 年度をもって終了するため、激変緩和措置対象者の保険料は平成 21 年度以降、上昇することになります。今期計画においても一定の軽減措置を講じることができるよう、また、あわせて保険料必要額を確保できるように、弾力的な対応を実施していくことが必要となっています。

このため、現行の保険料第 4 段階（本人が市町村民税非課税）について特例を設けて保険料率を二分化するとともに、新たな段階を設定することにより、保険料軽減分の財源確保や、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を設定します。

また、保険給付の増大による保険料の上昇を抑制するために第 3 期事業計画期間中の余剰金を積立てた介護保険給付準備基金を原則全額取り崩すとともに、介護報酬改定に伴う保険料の急激な上昇を抑制するために国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用します。

保険料基準額

年額 52,200 円 （月額 4,350 円）

所得段階別保険料率

段 階	対 象 者	保険料率
第 1 段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 生活保護受給者の方	基準額 × 0.5
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第 1 段階・第 2 段階に該当しない方	基準額 × 0.75
特例 第 4 段階	世帯に市町村民税課税の方がいて、本人が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.9
第 4 段階	世帯に市町村民税課税の方がいて、本人が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	基準額 × 1.0
第 5 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額 × 1.2
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	基準額 × 1.25
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の方	基準額 × 1.5
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	基準額 × 1.75
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 1000 万円未満の方	基準額 × 1.85
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1000 万円以上の方	基準額 × 2.0